

3 家族信託と遺言の比較

	家族信託	遺言
誰にも知られずにできる	×	自筆証書遺言の場合
2次相続以降の指定		×
「全財産を相続させる」		
遺留分侵害請求を受けた場合の財産の指定	×	
手続きにかかる費用	・遺言と比較すると高い、専門家に依頼しないと自分で行うのは困難	・公正証書遺言であれば、専門家に依頼した方がよいが、家族信託より費用は安い

誰にも知られずにできる

- ・家族信託の場合、委託者と受託者の2名による信託契約が必要となりますので、自分以外の誰にも知られずに手続きを行うことはできません。

自筆遺言の場合、誰にも知られずに一人で手続きを行うことは可能ですが、無効になるおそれがあり、注意が必要です。

2次相続以降の指定

- ・遺言の場合、本人が亡くなった際の相続については、どの遺産を誰にと決めることはできますが、その次の相続（2次相続）については指定することはできません。

家族信託の場合、2次相続についても誰に受益権を取得させるのか指定をすることが可能です。

全財産を相続させる

- ・遺言の場合、「全財産をAに相続させる」という遺言を作成すれば、Aに全ての財産を相続させることが可能です。

家族信託の場合、家族信託契約が成立した後に取得した財産があれば、それも追加する新たな信託契約が必要となり、少し手間がかかります。

遺留分侵害請求を受けた場合の財産の指定

- ・相続発生後に遺留分侵害請求を受けて遺産を渡さなければならない場合、遺言であれば「この順番で渡しなさい」と指定することが可能ですが、家族信託の場合は、そのような順番を決めることはできません。

但し、法改正により、**2019年7月1日以降の相続**につき、遺留分侵害請求を受けた場合、**金銭のみで解決**することとなりましたから注意が必要です。

手続きにかかる費用

- ・家族信託の場合、主に専門家に支払う報酬、不動産を信託財産に入れる場合の登録免許税等の実費がかかります。

仮に評価額3000万円程の不動産を信託財産とする場合、約40万円～90万円程の費用がかかります。

遺言の場合、自筆証書遺言であれば費用はかかりませんが、**家庭裁判所において検認手続きが必要**となります。

公正証書遺言であれば、財産の価値により変動はありますが、公証役場の手数料も含めて、約25万円～35万円程の費用で済みますし、**家庭裁判所の検認手続きも不要**です。